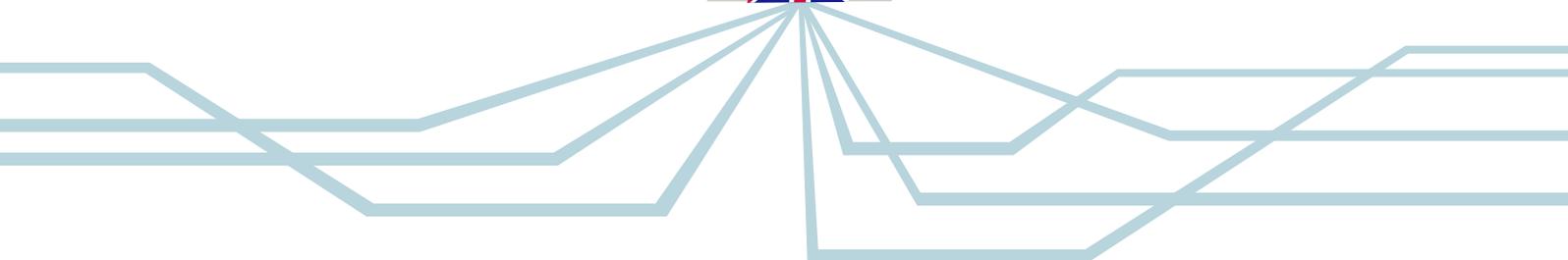


英国の労働政策

2019



英国の労働政策

Contents

1	雇用支援施策	
1.1.	概要	1
1.2.	成人向け就業支援施策	2
1.3.	若者向け就業支援施策	7
1.4.	高齢者向け就業支援施策	10
2	職業訓練・教育訓練支援制度	
2.1.	養成訓練制度	14
2.2.	上級学習者向けローン	20
3	給付制度	
3.1.	求職者給付	22
3.2.	雇用・支援給付	25
3.3.	ユニバーサル・クレジット	27
3.4.	手当受給総額の上限設置	29

1. 雇用支援施策

1.1. 概要

2018年7月現在、英国の失業率は4.0%で1970年代以来の低水準となった。就業率は75%を超え、2010年の政権交代時以降、就業者数は330万人以上増加している¹。失業率の低下に伴い、失業関連の給付受給²者数が減少傾向にあることから、雇用年金省は就業支援プログラムへの支出を削減している。

一方で、ギグエコノミーの拡大を受け、英国の労働市場は急速に変化している。従来の雇用慣行を現代のビジネスモデルに即したものに変更すべきであるとの観点から、メイ首相は2016年に「現代経済における雇用慣行(人材プラットフォームの登場による新しい働き方など)」について、王立技芸協会(シンクタンク)のマシュー・テイラー氏にインディペンデント・レビュー(政府の意向に影響を受けない独立の立場に立った調査)を依頼した。インディペンデント・レビューを受けて、政府は「グッド・ワーク・プラン」を発表し、ギグエコノミー労働者やゼロ時間契約労働者といった柔軟な働き方の労働者を対象に新たな権利を保障する方針を示している。



1 <https://www.gov.uk/government/news/unemployment-down-by-over-11-million-since-2010>

2 ユニバーサル・クレジットや求職者給付申請者、就労活動関連グループの雇用・支援給付申請者

1.2. 成人向け就業支援施策

英国政府による就業支援プログラムは公共職業紹介所ジョブセンター・プラスを介して提供される。ジョブセンター・プラスは、失業関連の給付受給者を中心に、就業を希望する人々に対して、就業準備や求職活動、就業の継続をサポートしている。

なお、失業関連の給付受給者数が減少傾向にあることから、雇用年金省は就業支援プログラムへの支出を削減し、障害のある者や長期失業者を重点的に支援する方向にある。2015年の「秋期財政報告書 (Autumn Statement)」で、「ワーク・プログラム」、ならびに、障害者向け就業支援プログラムの「ワーク・チョイス」は、「ワーク・アンド・ヘルス・プログラム」に差し替えられることが発表された。

1.2.1. ワーク・プログラム

2011年6月に開始した就業困難者向けのプログラム。受給している給付の種類にかかわらず、すべての求職者を対象とした総合的な就業支援プログラムで、対象者には各人のニーズに合わせたサポートが提供される。プログラムを運営するのは、入札により選抜された、公共、民間、ボランティアセクターの事業者。受託事業者に対する報酬は、プログラム参加者が所定の期間（6カ月間または3カ月間）就業を継続した時点で支払われる。

2017年12月の時点で、受託事業者に紹介された人数は約195万人³。このうち、継続的な（6カ月または3カ月以上）仕事に就いたのは約61万3,000人⁴だった。

なお、ワーク・プログラムへの新規の受け入れは2017年4月をもって終了した（参加開始から最長2年間は継続可能）。

1.2.2. ワーク・エクスペリエンス

2011年1月開始。主に16～24歳の求職者給付受給者を対象に、2～8週間の就業体験の場を提供する。週当たりの労働時間は通常、25～30時間。

ワーク・エクスペリエンス参加中も、求職者給付の支給や求職活動は継続される。

企業が参加者を養成訓練生として受け入れる場合、就業体験が最長4週間延長される場合がある。参加者には期間中、求職者給付が支給されるほか、就業体験中の交通費や保育費などが支払われる。参加企業には金銭的負担はない。

図表1 ワーク・エクスペリエンス参加者数*

開始時からの累計参加者数	2016年12月～2017年11月の新規参加者	
	人数	前年同期比増減率
730,130人	84,990人	53%減少

*一部のユニバーサル・クレジット受給者を除く

出所：雇用年金省“Employment Schemes Official Statistics Data to 30th November 2017”を基に作成

1.2.3. 業種別ワーク・アカデミー

2011年にイングランドで、2012年にスコットランドで開始した、職業訓練、就業体験、面接を組み合わせた就労支援施策。主に18歳以上の失業関連の給付受給者を対象に、小売やホスピタリティ、運輸といった特定の産業分野で、最長6週間、職業訓練や就業体験の場を提供する。

実施地域はイングランドとスコットランドで、ウェールズには“Routeways to Work”という同様のプログラムがある。

業種別ワーク・アカデミーは以下の3つの要素で構成

される。

- 採用前トレーニング（企業や産業のニーズに関連したもの）
- 就業体験
- 就職面接（保証付き）

参加者には期間中、求職者給付が支給されるほか、就業体験中の交通費や保育費などが支払われる。参加企業には金銭的負担はない。

イングランドでは、訓練費用は技能資金提供庁から提供され、継続教育カレッジやトレーニングプロバイダーが訓練を実施する。参加者は基礎的な資格の取得に取り組む。

図表 2 業種別ワーク・アカデミー参加者数*

開始時からの累計参加者数	2016年12月～2017年11月の新規参加者	
	人数	前年同期比増減率
330,090人	36,510人	35%減少

*一部のユニバーサル・クレジット受給者を除く

出所：雇用年金省“Employment Schemes Official Statistics Data to 30th November 2017”を基に作成

1.2.4. ワーク・クラブ

2010年10月開始。企業や慈善団体、コミュニティグループなどが運営する地域主導型のサポート。失業者であれば誰でも参加できる。対象地域はイングランド、ウェールズ、スコットランド。地域のナレッジやリソースを活かし、地元の失業者の就業を支援するのがねらい。失業者に対して、地元の人々とのネットワーキングやスキルの交換、経験の共有の場を提供する。ワーク・クラブは地元のニーズを反映して運営されるため、それぞれ活動内容は異なるが、履歴書の書き方やパソコンのワークショップ、ジョブフェア、模擬面接、ボランティア体験などを行うことが推奨されている。

るが、履歴書の書き方やパソコンのワークショップ、ジョブフェア、模擬面接、ボランティア体験などを行うことが推奨されている。

1.2.5. ワーク・トゥギャザー

2010年10月開始のジョブセンター・プラスのイニシアティブ。求職活動と並行してボランティア活動に従事することで、エンプロイアビリティの向上を目指す。

1.2.6. ワーク・トライアル

実際に募集されている仕事を体験する制度。対象となる仕事は、週当たりの労働時間が16時間以上、雇用期間が13週間以上のもので、期間は最長30日間。期間中、参加者には企業からの賃金は支払われないが、手当が継続して支給される。

ワーク・トライアルへの参加は任意であり、参加者は早期終了しても、オファーを断っても、給付受給資格を喪失することはない。

1.2.7. エンプロイメント・オン・トライアル

その仕事が自分に向いているかどうか、試しに働くことができる仕組み。対象となるのは、週労働時間が16時間以上で、離職するまでの就業期間が4～12週間の仕事。給付受給者が正当な理由なしに仕事を辞めても、その後、給付受給資格を喪失することはない（解雇を言い渡されたり、不正行為により退職した場合を除く）。



1.2.8. ワーク・アンド・ヘルス・プログラム

ワーク・プログラムおよびワーク・チョイスの代替として2017年11月にイングランドの一部地域で、2018年3月からイングランドとウェールズ全域でスタートした就業支援プログラム。健康上の問題や障害のある者、長期失業者などが安定した仕事に就けるよう、個人のニーズに合わせたサポートを提供する。長期失業者のみプログラムへの参加義務があり、その他の対象者の参加は任意である。ジョブセンター・プラスから委託を受けた民間の事業者が参加者のサポートに当たる。

原則として、プログラムに参加してから15カ月間経っても仕事が見つからない場合、参加者は再びジョブセンター・プラスに戻り、就業支援を受ける。

1) 参加対象者

参加対象者は以下の通り（給付受給者である必要はない）。

- 障害のある者
- 仕事をしておらず、失業関連の給付を24カ月以上申請している者
- 介護者、元介護者
- ホームレス
- 退役軍人、予備兵
- 軍人または退役軍人のパートナー

- 社会的養護経験者
- ギャングメンバーの若者
- 難民
- DV 被害者
- 薬物、アルコール依存者または元依存者で、それが原因で仕事に就けない者
- 元犯罪者で、懲役、社会内刑罰を終えたもの
- 社会内刑罰に服している犯罪者

従前のワーク・プログラムでは、特定の対象者グループについては、給付受給開始から3~12カ月を経た時点でプログラムへの参加義務が発生した。一方、ワーク・アンド・ヘルス・プログラムへの参加が義務付けられているのは失業関連の給付を2年以上受給している者に限られ、その他の対象者については任意参加である。このため、これまでの就業支援プログラムと比べて、ワーク・アンド・ヘルス・プログラムへの参加者数は大幅に少なくなる見込みである。プログラム参加者推定人数は以下の通り。

2) プログラムの流れ

具体的な支援サービスの内容は委託を受けた事業者者に任されているが、ここでは、複数の運営地域でサー

図表3 ワーク・アンド・ヘルス・プログラム参加者推定人数

	2017/18	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	合計
長期失業者	0	2,500	5,500	8,000	8,000	4,500	28,500
障害のある者	13,000	43,500	42,000	40,500	36,000	21,000	196,000
早期参加者*	1,000	4,500	4,500	4,500	4,500	2,500	21,500
合計	14,000	50,500	52,000	53,000	48,500	28,000	246,000

*長期失業者、障害者以外の対象者

出所：雇用年金省“Work & Health Programme Regulations, Supporting slides for the Secondary Legislation Scrutiny Committee”を元に作成

ビス提供事業者を選定された Shaw Trust の例を挙げる⁵。

- ①ワーク・コーチ (Work Coach) と呼ばれるジョブセンター・プラスの職員が参加者にワーク・アンド・ヘルス・プログラムを案内し、専任のサポート・マネジャーを紹介する。
- ②サポート・マネジャーは、参加者の就業を阻む要因や健康上の問題、介護・育児の責任、金銭問題などについて把握し、参加者の希望する仕事の種類やスキル、経験を理解する。
- ③参加者はサポート・マネジャーと共に、就職するためのアクションプランを作成する。アクションプランには、スキルの習得や就業体験、個々のニーズに応じたサポートが含まれる。
- ④サポート・マネジャーの支援を受けて、参加者はアクションプランに従い、就業準備を整える。
- ⑤参加者が就業した後も、サポート・マネジャーは参加者の支援を継続する。

3) 就業支援サービスを提供する事業者

ワーク・アンド・ヘルス・プログラムの契約期間はおよそ5年間⁶。イングランド、ウェールズの6地域では、就業支援サービスを提供する事業者は政府の入札により選定された。各地域の就業支援サービス提供事業者は以下の通り⁷。

図表 4 就業支援サービス提供事業者

プログラム運営地域	事業者
イングランド中部	Shaw Trust (慈善事業)
ロンドン周辺州	Shaw Trust
イングランド北東部	Reed in Partnership (人材サービス会社)
イングランド北西部	Ingeus (人材サービス会社)
イングランド南部	Pluss (社会的企業)
ウェールズ	Remploy (非政府公共機関)

ロンドンおよびグレーター・マンチェスターは、政府との権限委譲協定 (devolution deals) に基づき、予算を配分され、各自でプログラムの運営を担っている。事業者の選定も各自で行っている。

ロンドンのワーク・アンド・ヘルス・プログラムは2018年3月にスタートした。ロンドンでは、複数の自治体が戦略的パートナーシップを締結し、4つのサブリージョン (少区域) ごとにプログラムを運営する。

就業支援サービスの提供はサブリージョンごとに選定された運営事業者が行う。ロンドンの4つのパートナーシップと就業支援サービス提供事業者は以下の通り⁸。



図表5 ロンドンのサブリージョンのパートナーシップとワーク・アンド・ヘルス・プログラム運営事業者

サブリージョンのパートナーシップ名	含まれる自治体	事業者
West London Alliance	Barnet, Brent, Ealing, Hammersmith & Fulham, Harrow, Hillingdon, Hounslow	Shaw Trust
Central London Forward	Camden, Hackney, Haringey, Islington, Lambeth, Lewisham, Southwark, Tower Hamlets, Wandsworth, City of London, Kensington & Chelsea, City of Westminster	Ingeus
Local London	Barking & Dagenham, Bexley, Enfield, Greenwich, Havering, Newham, Redbridge, Bromley, Waltham Forest ⁹	Maximus
South London Partnership	Croydon, Merton, Richmond upon Thames, Sutton, Kingston upon Thames	Reed in Partnership

マンチェスターでは、プログラムは「ワーキング・ウェル (Working Well)」と呼ばれ、2018年1月にスタートした。InWork GMが就業支援サービス提供事業者に選定された。

また、スコットランドではロンドン、マンチェスターと同様に、プログラムの運営はスコットランド政府に委譲される。

4) 予算

政府が管轄するワーク・アンド・ヘルス・プログラムの予算は5年間で総額4億ポンド。このほか、ロンドンおよびグレーター・マンチェスターには1億ポンド以上が委譲されている¹⁰。

単一年度で見ると、2019/20年度の予算は1億3,000万ポンド以上(スコットランドでの実施に関する予算含む)。予算の面から見ても、ワーク・アンド・ヘルス・プログラムは従前のワーク・プログラムやワーク・チョイスと比べて小規模であることが分かる(2015/16年度のワーク・プログラムの支出は4億1,640万ポンド、ワーク・チョイスの支出は1億2,440万ポンドで、合計5億4,080万ポンド)¹¹。

5) 統計

プログラム開始以降、ジョブセンター・プラスの職員からワーク・アンド・ヘルス・プログラムに紹介された者(3万3,360人)のうち、74%(2万4,720人)がプログラムへの参加を開始した(2018年8月末現在)。

プログラムへの参加を開始した者の内訳は、86%が「障害や健康上の問題がある者」、9%が「早期参加者」、5%が「長期失業者」だった^{12,13}。

1.3. 若者向け就業支援施策

前述のように、英国の失業率は低下傾向にあるものの、若年失業率は相対的に高い。2018年5～7月期の若年(16～24歳)の失業率は9.8%だった(フルタイムの学生を除く)。ただし、他のEU加盟国と比べれば低い水準にある¹⁴。

1.3.1. ユース・オブリゲーション (Youth Obligation) ¹⁵

2017年4月に開始した若年者向け就業支援プログラム。新たな給付制度であるユニバーサル・クレジット(Universal Credit)が全面的に導入された地域で、同手当を新規に受給する18～21歳の若者を対象に、雇用や職業訓練、養成訓練に就くための集中的なサポートを提供する。

サポートの流れは以下の通り。

1) 集中活動プログラム

(Intensive Activity Programme)

対象者はユニバーサル・クレジットを申請した日から3週間¹⁶、「集中活動プログラム」に参加する(正味71時間)。参加者は自身のスキルや仕事の目標について考え、必要な訓練を特定する。また、履歴書やカバーレターの書き方、面接スキル、求職活動についてサポートを受ける。

2) 求職活動の見直し

集中活動プログラム終了後、参加者はジョブセンター・プラスのワーク・コーチとの定期的な面談を行い、求職活動の見直しをする(6カ月間)。参加者のスキルやニーズに応じて、ワーク・コーチは以下のようなサポー

3 雇用年金省“Work Programme Statistics – March 2018”

4 <https://www.gov.uk/government/news/unemployment-down-by-over-11-million-since-2010>

5 https://www.shaw-trust.org.uk/ShawTrustMediaLibraries/ShawTrust/ShawTrust/Documents/WORKANDHEALTH_INTROA5LEAFLET-FINAL.pdf

6 雇用年金省“ANNUAL REPORT AND ACCOUNTS 2017-2018”

7 <https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7845>

8 <https://www.londoncouncils.gov.uk/our-key-themes/economic-development/increasing-employment-and-skills/work-and-health-programme-London>

9 <https://www.redbridge.gov.uk/about-the-council/local-london/>

10 6と同じ

11 7と同じ

12 長期失業者のプログラムへの参加は2018年4月から

13 雇用年金省“Work and Health Programme Statistics Data up to August 2018”



トを案内する場合がある。

- 基本的スキルの習得
- 職業関連の訓練（業種別ワーク・アカデミーや見習い訓練など）
- 2～8週間の就業体験

参加者が6カ月後も就業できない場合は、業種別ワーク・アカデミーや見習い訓練（スコットランド、ウェールズでは同様のプログラム）への参加を奨励される。または、3カ月間の就業体験の場を提供される場合もある（任意参加）。

なお、ユース・オブリゲーションへの参加期間中、参加者には継続してユニバーサル・クレジットが支給されるほか、職業訓練や就業体験に参加する場合は、交通費や保育費も支給される場合がある。

1.3.2. 雇用主の国民保険料の免除

2015年4月に開始した雇用主に対する国民保険料免除制度で、若年者の雇用促進を目的とする。21歳未満の労働者を雇用する場合、雇用主は上限収入額（2018/19年度は、週当たり892ポンド、月当たり3,863ポンド¹⁷⁾まで、国民保険料の雇用主負担分を免除される。また、2016年4月から、25歳未満の養成訓練生についても、国民保険料の免除の対象となっている¹⁸⁾。

1.3.3. ナショナル・キャリアズ・サービス (National Careers Service)

2012年4月よりイングランドで開始。学習や職業訓練、仕事に関する情報やアドバイス、ガイダンスをチャット

トやヘルプラインやオンライン、面談などで提供する。

主なサービス内容は以下の通り。

- 履歴書作成
- スキルチェック
- アクションプラン作成
- 求職活動支援
- 学習・訓練コースの検索

1.3.4. 離学年齢の引き上げ

イングランドでは2013年に離学年齢がそれまでの16歳から17歳に引き上げられており、2015年には18歳に引き上げられた。実際の義務教育修了年齢は16歳だが、18歳未満の若者は以下のいずれかを行わなければならない。

- 大学などのフルタイムの教育機関への通学
- 養成訓練や見習い訓練への参加
- 週当たり20時間以上の就業またはボランティアとパートタイムの教育または職業訓練の組み合わせ

1.3.5. 見習い訓練制度 (Traineeship)

若年者の即戦力化を目的とした、教育や訓練プログラムと就業体験とを組み合わせた制度で、2013年8月に開始した。対象はイングランドに在住する16～24歳の若者で、適切なスキルや就業経験がないため、養成訓練や仕事に就けない者¹⁹⁾。

見習い訓練の期間は最長6カ月で、以下の内容を含む。

- 就業準備トレーニング（トレーニングプロバイダーが提供）
- 必要であれば、英語と数学のサポート（トレーニング

グプロバイダーが提供)

- 質の高い就業体験 (雇用主が提供)

これらの基本的な要素に加えて、雇用主やトレーニンググプロバイダーは事業ニーズや地域の労働市場の需要に応じて、柔軟なサポートを提供できる。

参加者には見習い訓練終了時に就業体験先の雇用主との面接が保証されている。就業体験が実際の雇用につながる場合は就職面接が行われ、そうでない場合は、参加者が他の企業で養成訓練や雇用に就けるようサポートする書面によるフィードバック付きの終了面接が行われる。

なお、見習い訓練参加者は教育・訓練を受けていると見なされるため、企業は参加者に賃金を支払う必要はないが、場合により、交通費や食事代を支給することもある。

見習い訓練を希望する者は、政府のポータルサイト GOV.UK で検索するか、地域のカレッジやトレーニングプロバイダーに連絡するか、給付を受給している場合はジョブセンター・プラスの担当者に問い合わせる。

図表 6 2013/14 ~ 2016/17 年度の見習い訓練開始者数

		2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
見習い 訓練 開始者	19 歳未満	7,000	11,600	14,700	13,900
	19 ~ 24 歳	3,400	7,800	9,400	6,400
	合計	10,400	19,400	24,100	20,300

出所：教育省“Apprenticeships and Traineeships Release: July2018”

図表 7 2013/14 ~ 2016/17 年度の見習い訓練終了者数

		2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
見習い 訓練 終了者	19 歳未満	3,600	7,400	10,500	10,900
	19 ~ 24 歳	1,100	5,200	6,900	6,300
	合計	4,800	12,600	17,400	17,200

出所：教育省“Apprenticeships and Traineeships Release: July2018”

注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

14 英国下院図書館“Youth Unemployment Statistics Number 5871, 11 September 2018”

15 <https://www.gov.uk/guidance/support-for-18-to-21-year-olds-claiming-universal-credit>

16 雇用年金省“UCFS78 Youth Obligation”

17 <https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-national-insurance-contributions/rates-and-allowances-national-insurance-contributions>

18 英国下院図書館“National Insurance contributions: an introduction, BRIEFING PAPER Number 04517, 21 December 2015”

19 ①働く意志のある者、②失業中、または、週16時間未満の仕事に就いていて、就業経験がほとんどない者、③16～24歳で保有資格がレベル3未満の者



1.4. 高齢者向け就業支援施策

英国では人口の高齢化が進むなか、働く高齢者は増加傾向にある。50～64歳の就業率は1990年代には50%台後半だったのが、2015年には70%を超えた(2018年4～6月期は71.8%)。また、65歳以上の就業率も、1990年台の5%前後から、2014年以降は10%以上を推移している²⁰。ただし、平均離職年齢はここ20年で上昇しているものの、平均寿命の伸びに比例していない²¹。また、50歳の就業率は84%であるのに対して、60歳の就業率は62%に低下している²²。

英国では2022年までに新たに1,450万件の雇用が創出される見込みだが、労働力年齢に達する若年者は700万人で、750万件のギャップがある²³。また、2020年までに労働力人口のおよそ3人に1人が50歳以上に、2030年までには成人の2人に1人が50歳以上になると予測される。このため、高齢者の活用なくしては、経済成長や生産性目標の達成は望めないという²⁴。

50歳以上の労働者は若年者に比べて一度失業すると失業状態が長期化し、非労働力人口になる傾向が強い。その理由としては、疾病や障害、介護責任、時代のニーズに合わないスキルや資格、雇用主の差別など様々な要因が考えられる。高齢者の雇用を促進するには、こうした個々人の状況に応じたサポートが必要である。

1.4.1. 高齢労働者のための ビジネス・チャンピオン^{25,26,27}

英国政府は、企業による高齢労働者の採用、維持、再訓練のサポートを目的に、2016年にビジネス・イン・ザ・コミュニティ(Business in the Community)²⁸の職場における年齢に関するリーダーシップチーム(Leadership Team on age at work)を「高齢労働者のためのビジネス・チャンピオン(Business Champion for Older

Workers)」に認定した。高齢労働者のためのビジネス・チャンピオンは雇用年金省ならびに大手企業など²⁹で構成され、2022年までに高齢者の雇用を100万件増やすという目標を掲げ、目標達成に向けて企業に対して実践的なガイダンスやサポートを提供している。

1.4.2. 雇用主向けのガイダンス

1) 雇用主向けツールキット：高齢労働者の マネジャーを対象としたガイダンス

エイジ・アクション・アライアンス(Age Action Alliance)³⁰が作成した「雇用主向けツールキット(Employer toolkit: guidance for managers of older workers)」は高齢労働者を雇用するマネジャーを対象としたガイダンスである。ここには、高齢者の採用、維持、再訓練や法規定、フレキシブルワークに関する取り決めなどに関する情報が掲載されている。

2) 高齢者の雇用 現代の多世代労働力の 雇用主向けガイダンス

「高齢労働者の雇用(Employing older workers: An employer's guide to today's multi-generational workforce)」には、法規定や訓練、退職のオプションの概要やケーススタディが含まれる。

ビジネス・イン・ザ・コミュニティもまた、高齢労働者の維持、再訓練、採用のサポートを目的としたファクトシートやリサーチ、ガイダンスを公開している。

また、助言斡旋仲裁局(The Advisory, Conciliation and Arbitration Service: Acas)は雇用主、労働者双方に、年齢や職場に関する助言を含む、雇用法制についての無料のアドバイスを提供している。

1.4.3. 規制関連

1) 法定退職年齢の撤廃

英国では2011年に法定退職年齢 (default retirement age) が撤廃された。雇用主は正当な理由がない限り、従業員を退職解雇することができなくなった。

これと並行し、年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられており、2037年から2039年にかけて、68歳に引き上げられる予定である³¹。

2) 共有育児休暇と共有育児手当の拡大

2015年に政府は共有育児休暇と共有育児手当 (shared parental leave and pay) を2018年までに働く祖父母にまで拡大する計画を発表した。ただし、現在のところ、その後の動きは確認できない。

1.4.4. ジョブセンター・プラスによる高齢の給付受給者を対象としたイニシアティブ^{32,33,34}

1) 業種別ワーク・アカデミーとワーク・エクスペリエンスのパイロット

2015年4月から2016年3月にかけて、特定のジョブセンター・プラスの管轄地域で3,000人を対象に試験的に実施された。業種別ワーク・アカデミーやワーク・エクスペリエンスに参加する高齢者は少ないため、ジョブセンター・プラスのワーク・コーチが積極的に案内し、適性を検証した。参加対象は45歳以上の失業関連の給付を受給している者で、参加は任意。

業種別ワーク・アカデミーは、採用前トレーニング、就業体験、雇用または養成訓練が保証された就職面接で構成され、ワーク・エクスペリエンスは、参加者のこれまでの職歴とは異なる産業分野での就業体験の場を提供した。

ワーク・エクスペリエンスについては、パイロット参

加者の修了率、満足度共に18~24歳の同プログラム参加者と比較して高く、産業別ワーク・アカデミーについては、パイロット参加者の満足度は18~24歳の同プログラム参加者と同様だった。

2) IT・デジタル、キャリアレビューの概念実証

期間は2015年5月から12カ月間。ノッティンガムで実施された「キャリアレビューとアドバイス」の概念実証では、高齢者に対して新しい仕事につながる移転可能なスキルを特定するためのキャリアレビューやアドバイス、サポートが提供された。ロンドン東部で実施された「IT・デジタル」の概念実証では、現代的な求職テクニックや応募フォームの記入の仕方などについて高齢者をサポートした。いずれも参加対象は45歳以上で失業関連の給付を受給している者 (それぞれ300人を対象)。

3) ジョブセンター・プラスのチャンピオン

ジョブセンター・プラスの職員のなかからチャンピオンを任命し、チャンピオンが窓口となり、高齢の給付受給者の就業支援を行う。2015年4月に7地域で試験的に導入され、現在は全英のジョブセンター・プラスで導入されている。チャンピオンは高齢の給付受給者の抱える問題に対する認識を高め、これに対処する。このほか、職員間でのベストプラクティスの共有や、高齢の給付受給者を雇用するメリットのアピールなどを担う。



-
- 20 <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetypes/datasets/employmentunemploymentandeconomicinactivitybyagegroupseasonallyadjustedada05sa/current>
 - 21 <https://age.bitc.org.uk/news-opinion/news/government-commits-increase-number-older-workers>
 - 22 ビジネス・イン・ザ・コミュニティ “One Million More Mobilising business to make the most of the opportunity of older workers and an ageing population”
 - 23 <https://age.bitc.org.uk/news-opinion/news/press-release-uk-employers-asked-publish-age-data-support-business-champion-older>
 - 24 <https://age.bitc.org.uk/BusinessChampion/Commitandpublish>
 - 25 <https://www.gov.uk/government/publications/help-and-support-for-older-workers>
 - 26 <https://age.bitc.org.uk/BITCchampionolderworkers>
 - 27 https://age.bitc.org.uk/sites/default/files/business_champion_stories_from_business.pdf
 - 28 企業と社会をつなぐ活動を行う王立の慈善団体
 - 29 Aviva、Barclays、EY、Home Instead Senior Care、Mercer、英国空軍など
 - 30 高齢者向けサービス、サポートの改善を目的とした、雇用年金省をはじめとする、公共、民間セクターの団体から成るパートナーシップ
 - 31 <https://www.gov.uk/new-state-pension>
 - 32 雇用年金省 “Older Claimant Back to Work Support”, 雇用年金省 “Sector-based work academies and work experience trials for older claimants Combined quantitative and qualitative findings”
 - 33 欧州委員会 “Mutual Learning Programme DG Employment, Social Affairs and Inclusion”
 - 34 Fuller Working Lives

2. 職業訓練・教育訓練支援制度

義務教育修了後の進路として、または、スキルアップを目的に、養成訓練などの政府主導の職業訓練に参加する者は少なくない。2015年に政府は、「2020年4月までに、新規の養成訓練生を300万人増やす」との目標を掲げた。そのための財源確保を目的に、大手企業を対象とした「養成訓練負担金」の導入や助成金制度の改正が行われた。政府はまた、学士号や修士号を取得できる「学位養成訓練」を新設するなど、制度の拡充を図っている。

一方で、養成訓練負担金の導入や助成金制度の改正後、養成訓練への新規参加者数が激減した。また、養成訓練負担金については、利用方法が複雑であるなどの理由から、導入から1年の時点でおよそ9割が未使用であるなど、課題も浮上している。



2.1. 養成訓練制度 (Apprenticeship)

養成訓練は就労と訓練・学習とを組み合わせたプログラム。参加者は実際に働きながら、国家の認定する資格や職務別スキル、知識の取得を目指す。養成訓練への参加対象となるのは、フルタイムの教育を受けていない16歳以上の者。新規採用者だけでなく、すでに雇用されている従業員も参加が可能である。

養成訓練生は多くの時間(通常、週当たり30時間以上)を職場で過ごし、通常、週に1日の割合で、通学やオンライン学習などで仕事に関連した訓練・学習を行う。養成訓練生は事業主に雇用され、賃金の支払いを受けるだけでなく、他の従業員と同じ権利が与えられる。

イングランドでは、養成訓練制度は産業別技能委員会 (Sector Skills Councils : SSCs) により設計され、全国養成訓練制度サービス (National Apprenticeship Service) が運営を担っている(スコットランド、ウェールズでは、別の組織が運営)。

養成訓練の期間は1年以上であることが義務付けられており、レベルに応じて、最長5年間となっている。また、養成訓練は、枠組み、または、基準 (以下参照) に沿ったものでなければならない。

2.1.1. 養成訓練の種類

1) 養成訓練のレベル

養成訓練は難易度に応じて、以下の4つのレベルに分類される。養成訓練のレベルとそれぞれに相当する学位レベルは以下の通り。

名称	レベル	相当する学位レベル
中級養成訓練 (Intermediate)	2	GCSE ³⁵
上級養成訓練 (Advanced)	3	Aレベル ³⁶
高等養成訓練 (Higher)	4,5,6,7	基礎学位以上 ³⁷
学位養成訓練 (Degree)	6,7	学士または修士

出所 : GOV.UK (<https://www.gov.uk/apprenticeships-guide>)

高等養成訓練ならびに学位養成訓練は、企業や大学、関連産業団体が協力し、養成訓練生が当該職務のコンピテンシーを十分に獲得できるように設計している。事務弁護士やソフトウェア開発者、会計士、歯科技工士、宇宙工学技術者といった職種に対応している。学位養成訓練では、養成訓練生は訓練の一環として、学位 (学士または修士) または職業資格を取得しなければならない。他の養成訓練と同様に、学費は養成訓練生の雇用主と政府とが負担するため、養成訓練生は高額な学費を負担せずに大学に進学できる。

高等養成訓練ならびに学位養成訓練を提供している主な大手企業・組織は以下の通り³⁸。

Accenture、Airbus、Astra Zeneca、Barclays、BMW Group UK、BT、Capgemini、国防省、Ford、Fujitsu、Goldman Sachs、GSK、歳入関税局、HP、HSBC、IBM、Jaguar Land Rover、Lloyds Banking Group、Network Rail、Pfizer Inc.、Rolls-Royce、Siemens、Toyota Motor Manufacturing UK、Transport for Londonなど

2019年の高等養成訓練ならびに学位養成訓練の
募集リストの抜粋を以下に挙げる(2018年11月現在)。

事業主	レベル	職務	勤務地	初任給 (ポンド)
Airbus	学位	エンジニアリング	チェスターなど	15,453
Airbus	学位	デジタル・テクノロジー・ソリューション	ブリストル	15,453
BBC	学位	放送技術者	ロンドンなど	14,250 ~ 18,810
Capgemini	学位	デジタル・テクノロジー学位養成訓練	全英	応相談
Goldman Sachs	学位	テクノロジー学位養成訓練	ロンドン	応相談
Google	高等	デジタルマーケター	ロンドン	応相談
Google	高等	インフラ技術者	ロンドン	応相談
Google	高等	ソフトウェア開発養成訓練	ロンドン	応相談
IBM	高等	ソフトウェア開発者	全英	18,000
IBM	高等	アソシエイト・プロジェクト・マネジャー	全英	18,000
J.P. Morgan	学位	デジタル・テクノロジー・ソリューション	ボーンマス	17,000
J.P. Morgan	学位	金融サービス・プロフェッショナル	ロンドン	21,000
Jaguar Land Rover	学位	コマーシャル学位養成訓練	ウェスト・ミッドランド	20,000
KPMG	学位/高等	KPMG360° 養成訓練	各地	応相談
ポーツマス州議会	学位	養成訓練建築調査	ポーツマス	18,413 ~ 34,105
PwC	学位	会計フライングスタート学位プログラム	全英	応相談
Rolls Royce	学位	製造管理学位	各地	13,125
Rolls Royce	学位	非破壊検査エンジニア学位	ダービー	13,125
Rolls Royce	学位	サプライチェーン管理学位養成訓練	ブリストルなど	13,125
Unilever	高等	アソシエイト・プロジェクト・マネジャー	ロンドンなど	応相談
Unilever	高等	データアナリスト	ロンドンなど	応相談
Unilever	学位	データサイエンス	ロンドンなど	応相談

出所：全国養成訓練制度サービス “Higher and Degree Vacancy Listing for 2019 Recruitment November 2018”



高等養成訓練ならびに学位養成訓練を提供している大学は70校以上、カレッジは約200校ある³⁹。

各レベルの養成訓練への主な参加要件は以下の通り。

名称	主な参加要件	相当する学位レベル
中級養成訓練 (Intermediate)	プログラムを修了する能力を持つ者	GCSE
上級養成訓練 (Advanced)	業種によっては、GCSE 3つ以上や同業種での就業経験を要件とする場合あり	Aレベル
高等養成訓練 (Higher)	GCSE 5つ (グレードA~C)、レベル3の資格、関連した特定の養成訓練の履修を要件とする場合あり	基礎学位以上
学位養成訓練 (Degree)	GCSE 5つ (グレードA~C)、レベル3の資格、関連した特定の養成訓練の履修を要件とする場合あり	学士または修士

出所：UCAS (<https://www.ucas.com/alternatives/apprenticeships/apprenticeships-england/entry-requirements-apprenticeships-england>)

2) 養成訓練の枠組みと基準

現在、養成訓練には「養成訓練枠組み (apprenticeship frameworks)」と「養成訓練基準 (apprenticeship standards)」という2種類の養成訓練の仕組みがある。

これまで、養成訓練は枠組みに基づき運営されてきたが、細かな規定が定められており、利用しにくいと批判されていた。また、枠組みは主に資格の取得に焦点を合わせている。このため、養成訓練生は資格を取得しても、職務遂行に必要とされるスキルを習得できておらず、さらなる訓練が必要となる場合もあるという。

2016年に養成訓練協会 (Institute for Apprenticeships)⁴⁰が設置され、養成訓練の質の向上を目的

に、事業主団体と協力し、養成訓練基準の開発に当たっている。2020年までに従来のすべての養成訓練枠組みとの差し替えを目指す。

養成訓練基準は、資格よりも当該職務に必要なとされるスキルや知識、行動に焦点を合わせており、また、事業主のニーズを反映し、明瞭簡潔なものとなっている。養成訓練基準を修了した養成訓練生は、修了時に最終評価 (End Point Assessment : EPA) を受け、基準を満たしているか否かをチェックされる。同じ基準に従うすべての養成訓練生に対して一貫した評価が行われるように、EPAは独立した組織 (independent end-point assessment organisations) によって実施される。

養成訓練基準の業種は以下の通り。

- 農業、環境、動物ケア
- 経営管理
- 介護サービス
- ケータリング、ホスピタリティ
- 建設
- クリエイティブ、設計
- デジタル
- 教育・保育
- エンジニアリング、製造
- 理容、美容
- 保健科学
- 法律、金融、会計
- 保安
- 営業、マーケティング、調達
- 運輸、物流

2018年11月現在、養成訓練基準は584種類あり、このうち368種類が承認済みとなっている。承認済みの基準のうち、レベル2、3は228種類、レベル4～7は140種類ある⁴¹。

2.1.2. 養成訓練生の処遇

養成訓練生に支払われる法定最低賃金は時給3.7ポンドで(2018年11月現在)、19歳未満の養成訓練生、ならびに、養成訓練初年度の者に適用される。19歳以上の養成訓練生、ならびに、養成訓練開始から1年以上経った者には年齢に応じた法定最低賃金が適用される。参加者には通常の就業時間だけでなく、カレッジや訓練機関などで行われる訓練の時間についても賃金が支払われる⁴²。実際には、レベルの高い養成訓練を中心に、多くの企業が最低賃金を上回る額を支給している。

養成訓練生を受け入れる事業主は、養成訓練生に対して、同様の階層や職務に就いている他の従業員と同じ待遇(有給休暇や疾病休暇、保育バウチャーなどの福利厚生、コーチングやメンタリングなどのサポート)を提供しなければならない⁴³。

養成訓練生を受け入れる事業主は養成訓練生との間で養成訓練契約書を締結する。契約書には雇用期間や訓練内容、労働条件、取得を目指す資格などを記載する。

養成訓練生の身分は学生ではなく従業員であるため、各種学生割引の適用を受けることはできない。その代替として、学生組合(National Union of Students)の発行する養成訓練生向けのカード(Apprentice Extra Card)を利用することで、各種割引を受けることができる。また、地域によっては、公共の交通機関の割引が適用される場合がある。

2.1.3. 養成訓練負担金と受け入れ企業に対する助成⁴⁴

養成訓練生を受け入れる企業には訓練費用に対する補助金が支給される。補助金の支給額は養成訓練負担金(Apprenticeship Levy)の支払い義務の有無により異なる。

1) 養成訓練負担金の支払い義務がある場合

2017年に導入された養成訓練負担金制度は、年間の給与支払額が300万ポンド以上の事業主を対象に、給与支払総額の0.5%を養成訓練負担金として課税する制度。養成訓練負担金を納める事業主はまず、養成訓練サービスに登録し、養成訓練サービス口座を開設する。事業主が納めた養成訓練負担金は各事業者の養成訓練サービス口座に積み立てられ、養成訓練生に対するトレーニングや評価に利用することができる。また、納付額の10%相当が政府から口座に上乘せられる。利用できる金額の上限は養成訓練の職種により異なる(1,500～2万7,000ポンドの30段階⁴⁵)。費用が上限を超える場合は、事業主の負担となる。なお、企業が養成訓練サービス口座に積み立てた養成訓練負担金は24カ月を過ぎると利用できなくなる。

2) 養成訓練負担金の支払い義務がない場合

養成訓練負担金を支払っていない事業主は養成訓練サービスを利用せずに、直接トレーニングプロバイダーに交渉する。事業主は養成訓練生の訓練や評価にかかる費用の10%を支払い、政府が残りの90%を直接トレーニングプロバイダーに支払う((1)と同様の上限あり)。

このほか、若年者を養成訓練生として受け入れる小規模企業や、英語や数学が一定の水準に達していない養成訓練生については、別の助成制度もある。



2.1.4. 実績

2016/17年度のイングランドの養成訓練参加開始者は、およそ50万人で、前年と比べて減少した。助成金制度の変更や養成訓練負担金の導入を受け、2016/17年度の最終四半期の参加開始者数は大幅に減少した。

2016/17年度、養成訓練新規参加者数の86%が4分野(「医療、公共サービス、ケア」「ビジネス、管理、法律」「小売、商業」「エンジニア、製造技術」)に集中した⁴⁶。

図表8 レベルと年齢別 養成訓練参加開始者数 (2010/11～2017/18年度)

(単位：人)

	年齢	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18 (2018年 7月現在)
中級養成訓練	19歳未満	97,300	95,400	80,900	83,400	85,600	86,900	78,500	52,800
	19～24歳	90,400	101,700	99,000	97,000	93,600	84,900	71,400	35,200
	25歳以上	113,400	131,900	112,900	106,100	119,100	119,500	110,700	38,900
	合計	301,100	329,000	292,800	286,500	298,300	291,300	260,700	127,000
	このうち、養成訓練負担金の利用							11,400	53,900
上級養成訓練	19歳未満	34,200	34,100	33,100	35,600	39,100	42,700	42,200	34,600
	19～24歳	51,600	58,000	63,900	59,300	62,400	63,100	63,200	42,500
	25歳以上	68,000	95,700	110,600	49,800	80,300	85,000	92,300	50,700
	合計	153,900	187,900	207,700	144,700	181,800	190,900	197,700	127,900
	このうち、養成訓練負担金の利用							7,800	60,300
高等養成訓練	19歳未満	200	300	600	700	1,100	1,800	2,100	2,800
	19～24歳	1,300	1,700	2,400	2,900	4,200	5,800	7,600	11,200
	25歳以上	700	1,700	6,800	5,600	14,400	19,600	26,900	21,600
	合計	2,200	3,700	9,800	9,200	19,800	27,200	36,600	35,600
	このうち、養成訓練負担金の利用							2,000	22,900
合計	19歳未満	131,700	129,900	114,500	119,800	125,900	131,400	122,800	90,300
	19～24歳	143,400	161,400	165,400	159,100	160,200	153,900	142,200	88,900
	25歳以上	182,100	229,300	230,300	161,600	213,900	224,100	229,900	111,200
	合計	457,200	520,600	510,200	440,400	499,900	509,400	494,900	290,500
	このうち、養成訓練負担金の利用							21,100	137,200
このうち、 養成訓練基準	19歳未満					100	1,200	6,700	30,000
	19～24歳					200	1,600	8,100	35,400
	25歳以上					-	1,500	9,800	54,100
	合計					400	4,300	24,600	119,500
	このうち、養成訓練負担金の利用							9,100	75,500

出所：教育省“Apprenticeships and Traineeships Release : July 2018”

注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

図表9 レベルと年齢別 養成訓練修了者数 (2010/11～2017/18年度)

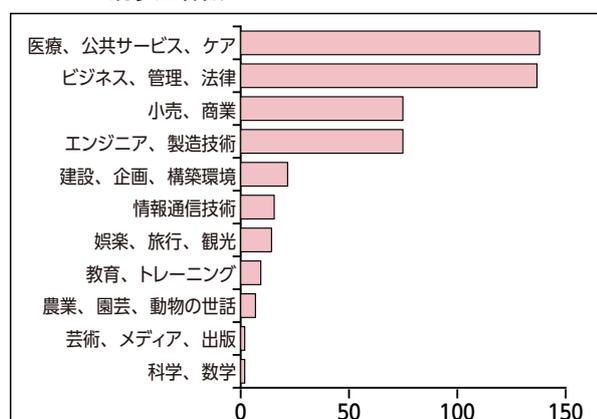
(単位：人)

	年齢	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18 (2018年 7月現在)
中級養成訓練	19歳未満	59,400	56,500	42,100	45,200	48,200	49,100	49,700	32,200
	19～24歳	48,400	54,100	47,700	50,800	53,100	51,700	48,700	28,400
	25歳以上	23,900	61,800	66,500	54,900	59,100	63,000	63,200	39,000
	合計	131,700	172,400	156,300	150,900	160,300	163,800	161,700	99,600
上級養成訓練	19歳未満	23,900	21,300	18,600	20,000	22,500	24,000	25,600	17,400
	19～24歳	27,700	30,600	30,800	35,000	37,100	36,900	37,400	25,800
	25歳以上	15,900	32,800	45,700	47,200	36,600	40,000	42,000	29,400
	合計	67,500	84,700	95,000	102,200	96,200	100,900	105,000	72,600
高等養成訓練	19歳未満	100	100	100	200	300	400	700	600
	19～24歳	800	800	800	1,100	1,100	1,600	2,600	2,200
	25歳以上	100	300	600	1,400	2,900	5,000	7,800	6,400
	合計	1,000	1,200	1,600	2,700	4,300	7,000	11,100	9,300
合計	19歳未満	83,300	77,900	60,800	65,400	71,100	73,600	76,100	50,200
	19～24歳	77,000	85,600	79,300	86,900	91,300	90,100	88,700	56,400
	25歳以上	39,900	94,900	112,800	103,500	98,500	108,000	113,100	74,800
	合計	200,300	258,400	252,900	255,800	260,900	271,700	277,800	181,400
このうち、 養成訓練基準	19歳未満					-	-	100	300
	19～24歳					-	-	100	500
	25歳以上					-	-	200	400
	合計					-	-	300	1,200

出所：教育省“Apprenticeships and Traineeships Release：July 2018”

注)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

図表10 2016/17年度 イングランドの分野別養成訓練新規参加者数 (単位：千人)



出所：英国下院図書館“Apprenticeship Statistics：England, BRIEFING PAPER Number 06113, 6 November 2018”



2.2. 上級学習者向けローン (Advanced Learning Loans)

カレッジやトレーニングプロバイダーのコース費用に利用できるローンで、イングランド在住の24歳以上を対象とする（スコットランド、北アイルランド、ウェールズにも同様の制度がある）。返済義務が発生するのは、コースが修了し、年収が2万5,000ポンドを超えた時点。

-
- 35 義務教育修了資格および試験 (General Certificate of Secondary Education : GCSE)
- 36 一般教育修了上級レベル (General Certificate of Education, Advanced Level : GCE-A レベル)。大学入学に必要な一般教育証明資格および試験
- 37 準学士に相当
- 38 全国養成訓練制度サービス “The Complete Guide to Higher and Degree Apprenticeships”
- 39 <https://www.ucas.com/alternatives/apprenticeships/apprenticeships-england/what-apprenticeships-are-available-england>
- 40 質の高い養成訓練基準の開発を目的に、2017年4月に設立された教育省下の政府外公共機関。養成訓練基準の承認機関でもある
- 41 <https://www.instituteforapprenticeships.org/apprenticeship-standards/>
- 42 <https://www.gov.uk/apprenticeships-guide/pay-and-conditions>
- 43 <https://www.gov.uk/take-on-an-apprentice/pay-and-conditions-for-apprentices>
- 44 <https://www.gov.uk/take-on-an-apprentice/get-funding>
- 45 <https://www.instituteforapprenticeships.org/developing-new-apprenticeships/allocating-a-funding-band/>
- 46 英国下院図書館 “Apprenticeship Statistics : England, BRIEFING PAPER Number 06113, 6 November 2018”

3. 給付制度

英国の公共職業安定所であるジョブセンター・プラスでは、求職者や低所得者、障害、疾病、介護などを理由に働くことができない人々などに対して手当を支給している。

2013年10月より、一部の手当は新たな給付制度「ユニバーサル・クレジット」に統合され、2017年をめどに移行作業が進められてきたが、運用上のトラブルにより、完全移行が先送りになっている。

以下に、労働年齢の低所得者および非就業者を対象とした主な手当について記す。



3.1. 求職者給付^{47,48}

(Jobseeker's Allowance : JSA)

積極的に仕事を探している者を対象とした手当。求職者給付には、新たに導入された「新型求職者給付 (New style Jobseeker's Allowance)」、ならびに、「拠出制求職者給付 (Contribution-based Jobseeker's Allowance)」「所得調査制求職者給付 (Income-based Jobseeker's Allowance)」の3種類がある。いずれの給付を受けるのかは、受給者の状況によって決まる。

以下のいずれかに該当する場合、通常、拠出制求職者給付または所得調査制求職者給付のいずれかを受給する。

- 重度障害加算金 (Severe Disability Premium) を受給している
- 前月に重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある

上記に該当しない場合は、新型求職者給付を受給する。

3.1.1. 求職者給付の種類

1) 新型求職者給付

新型求職者給付を申請するには、通常、直近2~3年に被用者として働き、所定の国民保険料を納めていなければならない。

なお、新型求職者給付の申請にあたり、パートナーの収入や貯蓄額による影響は受けない。また、ユニバーサル・クレジットの受給資格がある場合、ユニバーサル・クレジットを同時に、または、新型求職者給付の代わりにこれを受給できる。双方の手当を受給する場合、ユニバーサル・クレジットの受給額から新型求職者給付の受給額分が減額される。

① 主な受給要件

- 18歳以上 (16、17歳については、例外あり)
- 年金受給年齢未満
- フルタイムの教育を受けていない
- 就業可能である
- 現在、就業していない、または、週平均就業時間が16時間未満
- 就業不能な程度の疾病や障害がない
- イングランド、スコットランド、ウェールズに住んでいる
- 英国で就業する権利を持つ
- 所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされている

② 受給期間

最長182日間 (約6カ月間)

③ 財源

国民保険料

2) 拠出制求職者給付

拠出制求職者給付を申請するには、通常、直近2~3年に被用者として働き、所定の国民保険料を納めていなければならない。

拠出制求職者給付を申請できるのは、以下のいずれかに該当する場合のみである。

- 重度障害加算金を受給している
- 前月に重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある

なお、拋出制求職者給付の申請にあたり、パートナーの収入や貯蓄額による影響は受けない。

主な受給要件、ならびに、受給期間、財源については、新型求職者給付と同様。

3) 所得調査制求職者給付

直近の就業状況にかかわらず、受給することができる。ただし、所得調査制求職者給付を申請できるのは、以下のいずれかに該当する場合のみである。

- 重度障害加算金を受給している
- 前月に重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある

なお、所得調査制求職者給付は、現在段階的に導入が進められているユニバーサル・クレジットに順次移行中である。

① 主な受給要件

- 18歳以上（16、17歳については、例外あり）
- 年金受給年齢未満
- フルタイムの教育を受けていない
- イングランド、スコットランド、ウェールズに住んでいる
- 就業可能である
- 現在、就業していない、または、週平均就業時間が16時間未満
- 就業不能な程度の疾病や障害がない
- 単身者である、または、パートナーの週平均就業時間が24時間未満
- 貯蓄額（パートナー分を含む）が1万6,000ポンド未満

ド未満

② 受給期間

一定の資力調査や受給要件を満たす限り、支給される。

③ 財源

一般財源

3.1.2. 週当たり受給額

各種求職者給付の受給額は受給者の年齢や収入、貯蓄額などによって異なる。週当たり受給額の上限は以下の通り（2019年1月現在）。

24歳まで	57.90ポンド
25歳以上	73.10ポンド
カップル（両者とも18歳以上）	114.85ポンド

なお、求職者給付は課税対象となる。

3.1.3. 給付受給者の義務

求職者給付を申請した者は、ワーク・コーチと呼ばれるジョブセンター・プラスの職員と面談を行い、求職活動の計画を立て、これを実行する。また、ワーク・コーチから、就業支援プログラムへの参加を勧められる場合もある。求職者給付を受給している期間中、受給者は2週に1度（または、要請に応じて）ジョブセンター・プラスのオフィスに出向き、ワーク・コーチに対して自身



の求職活動の状況を説明しなければならない。

3.1.4. 制裁措置

受給者が以下のように、ワーク・コーチや就業支援プログラムによる要請に応じない場合、給付の支給が停止される。

- 求職活動を行うことを了承しない、または、この合意を守らない
- 要請に応じてジョブセンター・プラスのオフィスに向かない
- 仕事や職業訓練を断る
- 紹介された仕事に応募しない
- 要請された面談に参加しない
- 予約した職業訓練に参加しない、または、就業支援プログラムに参加しない
- 正当な理由なしに、または、自身の素行が原因で、直近の仕事または職業訓練を辞める

制裁措置の期間は、その事由に応じて、4～156週間となっている。なお、受給者は給付の支給が停止しても、求職活動を継続しなければならない。

3.1.5. 受給者数

44万人 (2018年2月現在)⁴⁹

3.1.6. 予算

17億ポンド (2017/18年度)⁵⁰

⁴⁷ <https://www.gov.uk/jobseekers-allowance>

⁴⁸ http://data.parliament.uk/DepositedPapers/Files/DEP2017-0556/85_New_style_ESA__JSA_V4.0.pdf

⁴⁹ 雇用年金省“DWP Benefits Statistical Summary Data to February 2018”

⁵⁰ 雇用年金省“ANNUAL REPORT AND ACCOUNTS 2017-2018”

3.2. 雇用・支援給付^{51,52}

(Employment and Support Allowance : ESA)

疾病や障害があり、働くことが困難な者を対象とした手当⁵³。雇用・支援給付には、新たに導入された「新型雇用・支援給付 (New style Employment and Support Allowance)」ならびに「拠出制雇用・支援給付 (Contribution-based Employment and Support Allowance)」「所得連動制雇用・支援給付 (Income-related Employment and Support Allowance)」の3種類がある。

通常、申請からおよそ4週間後に、受給者に必要とされるサポートについて話し合いの場が持たれる (入院中の者や重篤な病気の者を除く)。この話し合いに参加しない場合、手当が減額される可能性がある。

雇用・支援給付受給者は、受給開始から 13 週後に就労能力評価の審査が行われ、障害の程度の低い就労関連活動グループ (work-related activity group) と、就労に向けてより多くの支援を必要とする支援グループ (support group) とに分けられる。審査を受けない場合、手当が減額される可能性がある。

3.2.1. 主な受給要件

各雇用・支援給付に共通の受給要件は以下の通り。

- 就業能力に影響する疾病または障害がある
- 年金受給年齢未満である
- 法定疾病給付 (Statutory Sick Pay) や法定出産給付を受給しておらず、就業復帰していない
- 求職者給付を受給していない
- 医師が発行する診断書「フィット・ノート (Fit Note)⁵⁴」が必要となる

雇用・支援給付を申請できるのは、被用者、自営業者、

失業者、学生 (就業中の者については、週当たりの賃金が125.50ポンド以下、かつ、週労働時間が16時間未満であること)。また、英国外に居住していても、所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされる場合は、雇用・支援給付を受給できる可能性がある。

各雇用・支援給付ごとの主な受給要件は以下の通り。

1) 新型雇用・支援給付

- 所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされている (通常、直近2~3年に、被用者または自営業者として働き、所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされている)

なお、新型雇用・支援給付の申請にあたり、パートナーの収入や貯蓄額による影響は受けない。また、ユニバーサル・クレジットの受給資格がある場合は、ユニバーサル・クレジットを同時に、または、新型雇用・支援給付の代わりにこれを受給できる。双方の手当を受給する場合、ユニバーサル・クレジットの受給額から新型雇用・支援給付の受給額分が減額される。

2) 拠出制雇用・支援給付

- 重度障害加算金を受給している、または、前月に重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある
- 所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされている (通常、直近2~3年に、被用者または自営業者として働き、所定の国民保険料を納めている、または、納めていると見なされている)

3) 所得連動制雇用・支援給付

- 重度障害加算金を受給している、または、前月に



重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある

- 所定の国民保険料を納めていない
- 資産が1万6,000 ポンド以下である

3.2.2. 受給期間

就労関連活動グループに属し、新型雇用・支援給付、抛出处雇用・支援給付を受給している者	365日間
支援グループに属している、または、所得連動制雇用・支援給付を受給している者	無期限

3.2.3. 週当たり受給額

週当たり受給額の上限は以下の通り(2019年2月現在)。

申請後 13週間	24歳まで	57.90ポンド
	25歳以上	73.10ポンド
14週以降	就労関連活動グループ	73.10ポンド
	支援グループ	110.75ポンド

このほか、所得連動制雇用・支援給付の支援グループに所属する受給者は、週当たり16.40または23.55ポンドの割増金 (enhanced disability premium) を受給する権利がある。

なお、新型、抛出处雇用・支援給付は課税対象で、所得連動制雇用・支援給付は非課税である。

3.2.4. 財源

新型、抛出处雇用・支援給付	国民保険料
所得連動制雇用・支援給付	一般財源

3.2.5. 制裁措置

受給者がアドバイザーとの間で合意した面談や就業関連活動に参加しない場合、給付の支給額が減額される場合がある。制裁期間は、受給者が面談や活動を再開後、最長4週間継続する場合がある。

3.2.6. 受給者数

230万人 (2018年2月現在)⁵⁵

3.2.7. 予算

154億ポンド (2017/18年度)⁵⁶

⁵¹ <https://www.gov.uk/employment-support-allowance/what-youll-get>

⁵² <https://www.gov.uk/guidance/new-style-employment-and-support-allowance>

⁵³ 2008年秋にスタート。所得補助ならびに就労不能給付 (Incapacity Benefits: IB) を新規に申請する者については、代わりとして、雇用・支援給付が支給されることになった

⁵⁴ 疾病や障害などの健康上の問題を抱える労働者が、就業に適しているか否か、就業にあたり配慮が必要かどうかを記載したもの

⁵⁵ 雇用年金省 “DWP Benefits Statistical Summary Data to February 2018”

⁵⁶ 雇用年金省 “ANNUAL REPORT AND ACCOUNTS 2017-2018”

3.3. ユニバーサル・クレジット

低所得者や失業者を対象とした新たな給付制度で、資力調査に基づく6つの手当がユニバーサル・クレジットに統合される。2013年4月に一部地域での試験運用が始まり、同年10月以降、全英での導入が段階的に進められている。当初は、2017年にユニバーサル・クレジットに統合されるすべての手当が廃止され、移行が完了する予定だったが、運営トラブルなどの理由により、目下、すべての移行が完了するのは2023年12月の見込みとなっている。

ユニバーサル・クレジットに統合される現行手当は以下の通り。

- 児童税額控除
- 住宅手当
- 所得補助
- 所得調査制求職者給付
- 所得調査制雇用・支援給付
- 就労税額控除

現在、上記の手当を受給している者はユニバーサル・クレジットを併せて受給することはできない。また、以下のいずれかに該当する場合も、ユニバーサル・クレジットを受給することができない。

- 重度障害加算金を受給している
- 前月に重度障害加算金を受給し、現在も受給資格がある

3.3.1. 主な受給要件

ユニバーサル・クレジットの主な受給要件は以下の通り。

- 低所得または失業中である
- 18歳以上である（16、17歳については、例外あり）

- 年金受給年齢未満である
- 貯蓄額（パートナー分を含む）が1万6,000ポンド未満
- 英国に在住している

扶養児童の人数は受給要件に影響しないが、受給額が変わる可能性がある。

3.3.2. 受給額⁵⁷

ユニバーサル・クレジットは基準手当（standard allowance）に加えて、以下のような要素を踏まえた追加手当で構成される。

- 扶養児童
- 就業不能な程度の疾病や障害
- 家賃の支払い義務

受給額は受給者の収入に応じて変動する。また、受給者の状況は毎月査定され、その結果に応じて支給額が変わる場合がある。

基準手当の支給額は以下の通り（2019年2月現在）。

	基準手当（月額）
25歳未満の単身者	251.77 ポンド
25歳以上の単身者	317.82 ポンド
両者とも 25歳未満のカップル	395.20 ポンド（2人分）
いずれかが 25歳以上のカップル	498.89 ポンド（2人分）



追加手当の支給額は以下の通り（2019年2月現在）。

	追加手当（月額）
第一子	277.08 ポンド (2017年4月5日以前生まれ) 231.67 ポンド (2017年4月6日以降生まれ)
第二子およびその他の対象児童	1人につき 231.67 ポンド
障害または重度の障害のある児童がいる場合	123.11 または 383.86 ポンド
保育費のサポートが必要な場合	保育費の 85% (児童 1 人につき、 646.35 ポンド、2 人以上につき、 1108.04 ポンド) まで
本人の就業や就業関連活動を行う能力が限定的である場合	328.32 ポンド
就業能力が限定的であり、2017年4月2日以前に健康関連のユニバーサル・クレジットまたは雇用・支援給付の申請を行った場合	126.11 ポンド
障害関連の給付を受給している障害のある人を週当たり 35 時間以上介護している場合	156.45 ポンド

このほか、受給者の状況に応じて、住居費などをサポートする手当が支給される場合がある。なお、ユニバーサル・クレジットは非課税である。

3.3.3. 就業による給付の減額

ユニバーサル・クレジットは従来の給付制度とは異なり、受給にあたり、就労時間の制限はないが、受給者の収入が上がるにつれて、受給額が減少する（1ポンドにつき63ペンス）。ただし、受給者またはパートナーが以下に該当する場合は、就業による給付の減額が一定額まで免除される。

- 扶養児童がいる
- 就業能力に影響を及ぼす障害や健康上の問題がある

受給者が住居費サポートを受けている場合は、ひと月当たり198ポンドまで、受けていない場合は409ポンドまで、減額が免除される。

例) 扶養児童がいて、住居費サポートを受けており、月収が 500 ポンドの受給者の場合：

ひと月当たり 198 ポンドまで減額されずにユニバーサル・クレジットを受給できる。

残りの 302 ポンドについては、1 ポンドにつき 63 ペンスがユニバーサル・クレジットの給付額から減額される（ $£302 \times £0.63 = £190.26$ ）。

すなわち、月収が 500 ポンドの場合、ひと月当たりのユニバーサル・クレジットの給付額から 190.26 ポンド減額される。

3.3.4. 給付受給者の義務

ユニバーサル・クレジットの受給者は「申請者誓約書（Claimant Commitment）」に署名する。受給に伴う義務の内容は受給者の状況（末子の年齢など）により異なる。受給者に求められるのは、履歴書の作成、求職活動、職業訓練の受講など。

3.3.5. 制裁措置

受給者が義務を果たさない、あるいは、申請者誓約書で合意した内容に従わない場合、給付の支給額が減額、または、支給が停止される場合がある。

3.3.6. 受給者数

100万人 (2018年7月現在)⁵⁸

3.3.7. 予算

33億ポンド (2017/18年度)⁵⁹

3.4. 手当受給総額の上限設置⁶⁰

就労年齢の世帯が受給する手当の総額には上限が設けられている。上限設定の対象となる手当は以下の通り。

- 遺族手当 (Bereavement Allowance)
- 児童手当 (Child Benefit)
- 児童税額控除 (Child Tax Credit)
- 雇用・支援給付
- 住宅手当 (Housing Benefit)
- 就労不能給付 (Incapacity Benefit)
- 所得補助 (Income Support)
- 求職者給付
- 出産手当 (Maternity Allowance)
- 重度障害手当
- 子を持つ寡婦・寡夫手当 (Widowed Parent's Allowance)
- ユニバーサル・クレジット

なお、当人またはパートナーが以下に該当する場合は対象外となる。

- 就労税額控除 (Working Tax Credit) を受給している
- 年金受給年齢である
- 就業不能な程度の障害や健康上の問題があるため、ユニバーサル・クレジットを受給している
- 障害のある人の介護をしているため、ユニバーサル・クレジットを受給している
- ユニバーサル・クレジットを受給しており、当人およびパートナーの月収が合算で542ポンド以上である (国民保険料・税引き後)

⁵⁷ <https://www.gov.uk/universal-credit/what-youll-get>

⁵⁸ 雇用年金省 “DWP Benefits Statistical Summary Data to February 2018”

⁵⁹ 雇用年金省 “ANNUAL REPORT AND ACCOUNTS 2017-2018”



また、当人、パートナー、または、同居する18歳未満の子どもが以下の給付を受給する場合も対象外となる。

- 国防軍賠償スキーム
(Armed Forces Compensation Scheme)
- 軍人自立手当
(Armed Forces Independence Payment)
- 介護手当 (Attendance Allowance)
- 介護者手当 (Carer's Allowance)
- 障害生活手当 (Disability Living Allowance)
- 雇用・支援給付の支援手当 (Employment and Support Allowance support component)
- 後見人手当 (Guardian's Allowance)
- 労災手当 (Industrial Injuries Benefit)
- 個人自立手当
(Personal Independence Payment)
- 戦争年金 (War pensions)
- 戦争寡婦・寡夫年金
(War Widow's or War Widower's Pension)

給付の上限額は、受給者の居住地や、単身者かカップルか、子どもと同居しているか否かといった状況に応じて、以下のようにになっている。

居住地	単身者／カップル	週当たり (ポンド)	年当たり (ポンド)
ロンドン以外	カップル	384.62	20,000
	単身者で子どもと同居	384.62	20,000
	単身者	257.69	13,400
ロンドン	カップル	442.31	23,000
	単身者で子どもと同居	442.31	23,000
	単身者	296.35	15,410

英国の労働政策

執 筆／長岡 久美子（リクルートワークス研究所）

監 修／村田 弘美（リクルートワークス研究所）

制作進行／開地 康子（リクルートワークス研究所）

発 行 日／2019 年 3 月 27 日

発 行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.



参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

英国の労働政策

リクルートワークス研究所
〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17
株式会社リクルート
TEL 03-6835-9200
URL www.works-i.com/